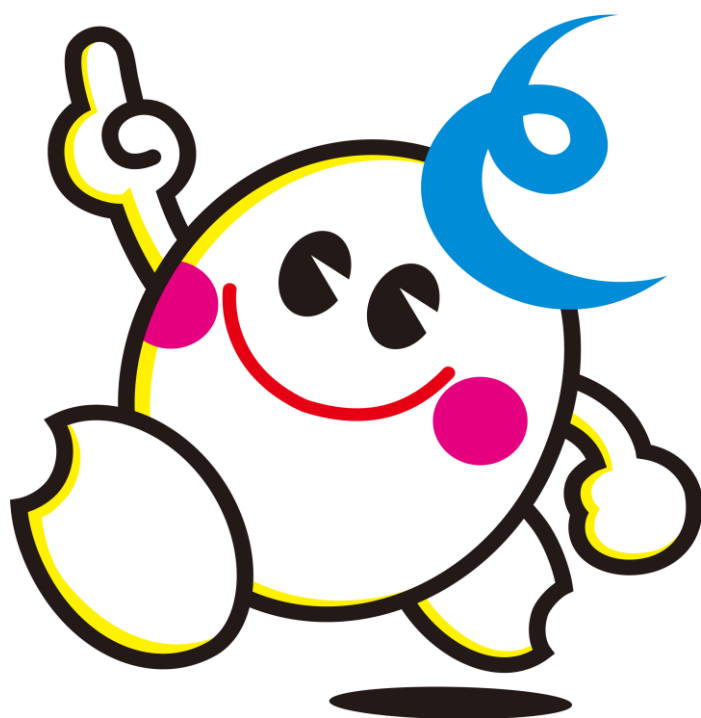


令和 7 年度版

登米市市民活動総合補償制度 問答集

協働のまちづくり



登米市協働キャラクター『とめ丸』

登 米 市

目 次

1 よくあるご質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁

- Q 1 補償制度の加入手続と保険料の支払い
- Q 2 事故が発生した場合の手続
- Q 3 市民活動とは
- Q 4 市民活動の判断
- Q 5 実費弁償とは
- Q 6 補償の対象者（市民活動に従事する者）とは
- Q 7 他の保険をかけている場合

2 賠償責任補償について・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁

- Q 8 来場者や応援者等のけが
- Q 9 同居親族に対するけが
- Q10 自動車等の事故
- Q11 活動中の盗難
- Q12 野焼き、山焼きの際の事故

3 傷害補償について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 頁

- Q13 趣味としての活動中の事故
- Q14 市外で活動中のけが
- Q15 往復途上での事故
- Q16 市が実施する市民活動中の事故
- Q17 公民館サークル活動中のけが
- Q18 市以外の管理施設での事故
- Q19 集会施設の屋根の塗り替え作業中の事故
- Q20 健康増進などの活動
- Q21 学校行事でのけが
- Q22 スポーツ団体の指導者のけが
- Q23 P T A 活動中のけが
- Q24 事前準備等でのけが
- Q25 体育協会主催の大会等でのけが
- Q26 講師等のけが
- Q27 熱中症や日射病を発症した場合
- Q28 病院へ行かなかった場合
- Q29 火災の消火活動などの災害時の活動
- Q30 子ども会などの奨励金を受けている事業

- Q31 交通指導隊や社会教育委員などについて
Q32 多面的機能支払交付金に係る活動中のけが

4 請求手続について・・・・・・・・・・・・・10頁

- Q33 事前の申請等
Q34 「事故報告書」の提出期限
Q35 補償金の請求手続
Q36 賠償責任事故の交渉

5 事故発生時の主な手続の流れ、問合せ先・・・・・・・・・・11頁



この問答集は円滑な制度の導入・運営を目的に作成したものです。

市内では様々な市民活動が行われており、全ての事例を掲載したものではありませんので、対象活動等についてご不明な点がありましたら、あらかじめ問合せください。

1 よくあるご質問

Q 1 補償制度の加入手続と保険料の支払い

問：補償制度に加入するための手続はどのようにするのですか。また、保険料は誰が支払うのですか。

答：保険料は市が負担し、保険会社と契約するため、市民の皆さんが個別に加入の手続をする必要はありません。

Q 2 事故が発生した場合の手続

問：事故が発生した場合、どのようにしたらいいですか。

答：最寄りの総合支所市民課（市が関係した事業での事故は事業担当課）へ、まずはご連絡ください。その後、事故発生日から30日以内に「事故報告書」を提出してください。ただし、活動内容等により、補償制度の対象にならない場合もあります。

Q 3 市民活動とは

問：補償制度の対象になる市民活動とはどのようなものですか。

答：補償制度の対象になる市民活動の定義は、おおむね次のとおりです。

市民活動の定義

- ①公益性のある社会貢献活動であること。
- ②登米市内を拠点としていること。
- ③活動が継続的、自発的に行われていること。
- ④無報酬（実費弁償は除きます。）で行っていること。

Q 4 市民活動の判断

問：「市内を拠点として継続的及び自発的に行う社会貢献活動で、無報酬で行う公益性のある活動」の判断はどのようにするのですか。

答：活動の内容がわかる資料（事業の開催通知や事業計画など）や、第三者の証明などにより個別に判断します。

Q 5 実費弁償とは

問：市民活動の定義に「無報酬（実費弁償を除く。）で行うものをいう。」とありますが、実費弁償とはどのようなものをいいますか。

答：明確な線引きはありませんが、飲み物や昼食代程度は実費弁償の範囲に含まれると判断します。

1 よくあるご質問

Q 6 補償の対象者（市民活動に従事する者）とは

問：補償の対象者（市民活動に従事する者）とは、どのような人を指しますか。

答：公益的な活動を行うサービスの提供者です。

例えば、町内清掃の場合は、運営者も出席者も公益的な活動を行い、サービスを提供する側ですので、市民活動に従事しているとみなし、補償制度の対象者になります。

レクリエーション活動の場合は、運営者は公益的な活動を行い、サービスを提供する側（出場者、参加者等に楽しみを与えている側）のため補償制度の対象者になりますが、出場者に関してはサービスを受益している側になりますので対象者にはなりません。レクリエーション活動や地域の運動会を実施する際には、民間の保険等にご加入ください。

市民活動に従事していると認められた場合は、個人やサークルを問わず、補償制度の対象になります。

Q 7 他の保険をかけている場合

問：この補償制度ができたので、今まで加入していたボランティア保険やその他の保険制度には加入しなくてもいいのですか。

答：この制度は全ての活動を補償するものではありません。また、補償の内容も一定水準となっています。行事や補償の内容等を考慮し、必要であれば民間・社協の保険への加入についてご検討ください。

なお、傷害補償については、ボランティア保険や自治会活動保険などから保険金が支払われる場合でも、本制度の補償対象になり補償金が支払われますが、市で契約する他の補償制度が対象になる場合は、そちらが優先されます。

◇他の保険との併用について

	民間・社協の保険 ・ボランティア保険など	市で契約する他の保険 ・総合賠償保険 ・公民館総合補償制度
賠償責任補償	× 併用不可	× 併用不可
傷害補償	○ <u>併用可</u>	× 併用不可

2 賠償責任補償について

Q 8 来場者や応援者等のけが

問：地域行事などにおいて、来場者や応援者等の市民活動に従事していない単なるサービスの受益者の事故も補償制度の対象になりますか。

答：主催する団体の構成員が誤って来場者や応援者等を傷つけた場合は賠償責任補償の対象になります。来場者や応援者等が起こした事故については補償制度の対象になりません。

Q 9 同居親族に対するけが

問：地区のボランティア活動の一環として清掃作業を行っていた際に、自分の子どもにけがをさせてしまいました。補償制度の対象になりますか。

答：同居の親族に対するものは補償制度の対象になりません。

Q10 自動車等の事故

問：自動車での防犯パトロールなど、自動車による移動中の事故は、補償制度の対象になりますか。

答：自動車事故に係る賠償補償については、車両にかけている自動車保険での対応になります。補償制度の対象にはなりません。

自動車事故の例

- ①防犯パトロールのために貸した車が追突事故を起こした。
- ②車のドアを開けたときに隣の車にぶつけてしまった。
- ③盗難にあった。など

Q11 活動中の盗難

問：ボランティアの清掃活動中に財布を盗まれてしまいました。補償制度の対象になりますか。

答：盗難については、原則として補償制度の対象になりません。しかし、団体の責任者の指導等に問題があり、それが原因だと認められる盗難については、団体の責任者への賠償責任補償が対象になります。

Q12 野焼き、山焼きの際の事故

問：ボランティアで、環境保全や里山保護のために実施している野焼きや山焼きの際の事故は、補償制度の対象になりますか。

答：補償制度の対象になります。

3 傷害補償について

Q13 趣味としての活動中の事故

問：個人や数人のグループが趣味として行うスポーツ・文化活動中の事故は、補償制度の対象になりますか。

答：カラオケ愛好会や社交ダンス、フットサルなど、活動内容が公益性に乏しく趣味的なものである場合は、補償制度の対象になりません。

Q14 市外で活動中のけが

問：市民活動の一環として、市外で活動中（宿泊を伴う研修等）にけがをした場合は、補償制度の対象になりますか。

答：補償制度の対象になります。ただし、日本国内での事故に限ります。

Q15 往復途上での事故

問：活動場所へ向かう途中に歩道を踏みはずし、足首を骨折してしまいました。往復途上の事故は補償制度の対象になりますか。

答：往復途上の事故は、「活動の場所から住所地までの往復の合理的な経路」であれば補償制度の対象になります。

「合理的な経路」とは、住居と活動場所の間の最短経路を基本に考えます。途中で私的な目的で立ち寄ったり、経路を逸脱したりしたときは、「合理的な経路」とはなりません。また、車両に係る賠償事故は補償制度の対象外になりますのでご注意ください。

Q16 市が実施する市民活動中の事故

問：登米市が実施するボランティア活動に参加したときの事故は、補償制度の対象になりますか。

答：事故の内容により個別に判断しますが、市で加入している他の保険と重複する場合は、そちらが優先されます。

Q17 公民館サークル活動中のけが

問：公民館で行なっているフラダンス教室や、カラオケ愛好会などのサークル活動は補償制度の対象になりますか。

答：活動内容により判断することになりますが、個人や団体が余暇を利用し、趣味として行う活動は補償制度の対象になりません。

3 傷害補償について

Q18 市以外の管理施設での事故

問：地域で管理している集会所や、登米市の管理施設ではないところでの事故も補償制度の対象になりますか。

答：公益的な市民活動を行っている際の事故であれば、施設の管理者に関係なく補償制度の対象になります。ただし、施設の管理不備による事故は賠償責任補償の対象にはなりません。

Q19 集会施設の屋根の塗り替え作業中の事故

問：地区集会施設の屋根の塗り替え作業を行いました、足を滑らせ、屋根から落ちて骨折してしまいました。補償制度の対象になりますか。

答：計画書に基づいた作業であることと、ボランティア活動としての参加（無報酬）であれば補償制度の対象になります。

Q20 健康増進などの活動

問：地域住民の健康増進を目的とした健康教室や、地域住民の交流を目的としたバレーボール等のレクリエーション活動中の事故は補償制度の対象になりますか。

答：活動の内容や目的によって判断されますが、原則として地域住民の交流を深めるための活動など、公益性があれば補償制度の対象になります。ただし、補償の対象者についてはQ 5、Q 6をご覧ください。

Q21 学校行事でのけが

問：学校の避難訓練中にけがをした場合、補償制度の対象になりますか。

答：学校行事など、学校の教師や職員が職務として立ち会っている活動における事故は、補償制度の対象になりません。

Q22 スポーツ団体の指導者のけが

問：スポーツ少年団の練習で指導者がけがをした場合は、補償制度の対象になりますか。

答：スポーツ少年団などの青少年の健全な育成を目的とする事業で、正式に指導を依頼された場合で、無報酬であれば補償制度の対象になります。

3 傷害補償について

Q23 PTA活動中のけが

問：PTAなどで、学校施設等を利用して実施する活動は補償制度の対象になりますか。

答：学校の行事としてではなく、活動内容が青少年健全育成等を目的としたものであれば、補償制度の対象になります。

Q24 事前準備等でのけが

問：地域活動を行うための会議や打合せなど、準備中での事故でも補償制度の対象になりますか。

答：活動のための準備であることが確認できれば、補償制度の対象になります。

Q25 体育協会主催の大会等でのけが

問：体育協会主催のレクリエーション大会、教室、講習会等でけがをした場合は、補償制度の対象になりますか。

答：広く市民を対象として行うスポーツの普及や、地域振興を目的としたレクリエーション活動、教室、講習会等のサービスを提供するスタッフ等は補償制度の対象になりますが、団体員だけで行う交流試合などはスポーツ活動とみなし、補償制度の対象になりません。

Q26 講師等のけが

問：市の内外からボランティアで地域社会活動等の講師として招いた方のけがなどは補償制度の対象になりますか。

答：無報酬であれば、往復途上のけがを含め補償制度の対象になります。

Q27 熱中症や日射病を発症した場合

問：地域の清掃活動を行っていましたが、暑さのため体調を崩してしまいました。日射病と診断されましたが、補償制度の対象になりますか。

答：医師から日射病と診断され、治療を受けた場合は、補償制度の対象になります。

3 傷害補償について

Q28 病院へ行かなかった場合

問：日射病の症状が見られましたが、病院へは行かず自宅療養していました。補償制度の対象になりますか。

答：傷害補償は、原則として入院・通院等で医師の治療を受けたときに補償制度の対象になります。医師の治療を受けなかったときは補償制度の対象になりません。

Q29 火災の消火活動などの災害時の活動

問：近所で火災があり、消火活動をしました。その際に火傷をしてしまいました。また、鎮火後の後片付けでもけがをしました。補償制度の対象になりますか。

答：消火活動など災害ボランティア活動等の緊急時の活動（地震や津波などの天災によるものも含みます。）は補償制度の対象になりませんが、ボランティア団体による鎮火後の後片付け中の事故は、補償制度の対象になります。

Q30 子ども会などの奨励金を受けている事業

問：地区子ども会事業で空き缶拾いや新聞紙などの資源回収を行い、市から奨励金をもらっている場合、補償制度の対象になりますか。

答：奨励金が本来の活動資金に充てられる場合（営利目的でない場合）は補償制度の対象になります。

Q31 交通指導隊や社会教育委員などについて

問：交通指導隊や社会教育委員など、市から任命されて報酬を受けている活動中の事故は、補償制度の対象になりますか。

答：交通指導隊や社会教育委員、体育指導員などは、市から任命されている非常勤の特別地方公務員の扱いになります。報酬を受けていることと、事故にあった場合も公務災害が適用されますので、補償制度の対象にはなりません。

Q32 多面的機能支払交付金に係る活動中のけが

問：多面的機能支払交付金に係る活動で、地区内の清掃や除草作業を行った場合の事故などは、補償制度の対象になりますか。

答：清掃や除草作業でも、時給や日当が支払われる活動での事故等は、補償制度の対象になりません。

4 請求手続について

Q33 事前の申請等

問：補償制度に該当する市民活動を行う場合、事前の届出等は必要ですか。

答：事前の届出は必要ありません。事故が発生した場合には、早急に最寄りの総合支所市民課へご連絡ください。

「事故報告書」提出の際は、団体の責任者や事故の当事者が、団体規約や参加者名簿、活動内容等がわかる資料を併せて提出してください。

Q34 「事故報告書」の提出期限

問：活動中にけがをした場合、「事故報告書」の提出は何日以内にすればよいですか。

答：「事故報告書」は、事故発生日から30日以内に最寄りの総合支所市民課（市が実施した事業での事故は事業担当課）に提出してください。理由無く事故報告が遅れた場合、補償金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

Q35 補償金の請求手続

問：補償金の請求手続はどのようにしたらよいですか。

答：市では「事故報告書」に基づき調査を行い、補償制度の対象になると認めたときは、「事故認定通知書」を市から保険会社に送付します。保険会社での審査後、補償金を請求する方に請求書を送付しますので、請求書に必要事項を記入し、必要書類をそろえて市に提出してください。補償金は指定の口座に保険会社から入金されます。

賠償責任補償の場合は手続が異なる部分がありますので、ご確認ください。

Q36 賠償責任事故の交渉

問：賠償責任事故で相手方との交渉が必要な場合、その交渉も行ってもらえますか。

答：市と保険会社のいずれも交渉の代行はできませんが、事前に損害保険会社の承認を得ない内容で示談した場合には、補償金が支払われない場合があります。被害者との交渉内容については、必ず損害保険会社と打合せを行いながら進めてください。

5 事故発生時の主な手続の流れ、問合せ先

1 事故発生・事故報告書の提出

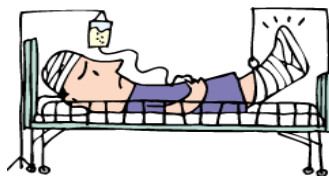
- 事故が発生した際は、最寄りの総合支所市民課へご連絡ください。
(事故発生日から原則30日以内)

総合支所	住所	電話番号
迫総合支所市民課地域振興係	登米市迫町佐沼字中江二丁目6-1	0220-22-2213
登米総合支所市民課地域振興係	登米市登米町寺池日子待井381-1	0220-52-5051
東和総合支所市民課地域振興係	登米市東和町米川字六反55-1	0220-53-4111
中田総合支所市民課地域振興係	登米市中田町上沼字西桜場18	0220-34-2312
豊里総合支所市民課地域振興係	登米市豊里町小口前80	0220-76-4111
米山総合支所市民課地域振興係	登米市米山町西野字的場181	0220-55-2111
石越総合支所市民課地域振興係	登米市石越町南郷字愛宕81	0228-34-2111
南方総合支所市民課地域振興係	登米市南方町新高石浦130	0220-58-2112
津山総合支所市民課地域振興係	登米市津山町柳津本町218	0220-68-3112

- 補償制度の対象となるか市が審査するため、事故報告書、活動内容及び事故の状況等が把握できる資料又は写真、活動者の名簿等をご提出いただきます。

2 事故報告書の受理・審査・認定

- 市が、市民活動総合補償制度の対象事故と認定した際は、保険会社に通知します。
- 保険会社が事故受付した場合、保険金請求書兼同意書（保険会社指定の様式）等を送付いたしますので、記入、押印のうえ最寄りの総合支所市民課にご提出ください。



3 保険金請求・支払

- 賠償責任補償について、損害額が確定した後に保険金を支払います。
- 傷害補償について、診察券及び領収書のコピー等を提出いただく場合があります。
- 事故報告書の提出から、治療期間や審査等の状況により保険金支払期間が前後します。

4 その他

- 登米市市民活動総合補償制度の詳細については、手引きや問答集をご覧ください。
- 事故報告書は市民協働課、各総合支所市民課、ホームページからのダウンロードで取得できます。
- ご不明な点は、下記又は各総合支所にお問い合わせください。

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
登米市まちづくり推進部 市民協働課
TEL : 0220-22-2173 FAX : 0220-22-9164
E-mail : shiminkyodo@city.tome.miyagi.jp



※事故や怪我の状況等により、流れが多少異なる場合があります。

※補償制度の取扱いについては、実施要綱及び保険約款に準拠します。